

口座振替データ
伝送システム賃貸借
仕 様 書

令和 7 年 3 月
会津若松市

1 目的

本業務は、会津若松市（以下「市」という。）の市税等の口座振替による収納業務において必要となる市と金融機関との口座振替データの受渡しについて、総合行政ネットワーク（以下「L G W A N」という。）回線を利用して、安全かつ効率的に行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 契約期間

契約締結の日から令和11年12月31日（月）まで

※ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約による。

（翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、期間を変更又は当該年度をもって業務を終了する。）

(2) データ伝送開始予定日

令和7年7月口座振替分（振替日：7月7日（月））から

(3) 概要

① 口座振替データ伝送の導入

ア 伝送環境の整備

口座振替データの伝送化に係るシステム整備並びに金融機関のとりまとめ及び契約の締結を行う。また、マニュアルや運用スケジュールの作成等、市の運用準備を支援する。

イ 伝送化導入試験

市と受注者の間、受注者と金融機関との間で試験を実施し、市に結果を報告する。

② 口座振替データ伝送の運用

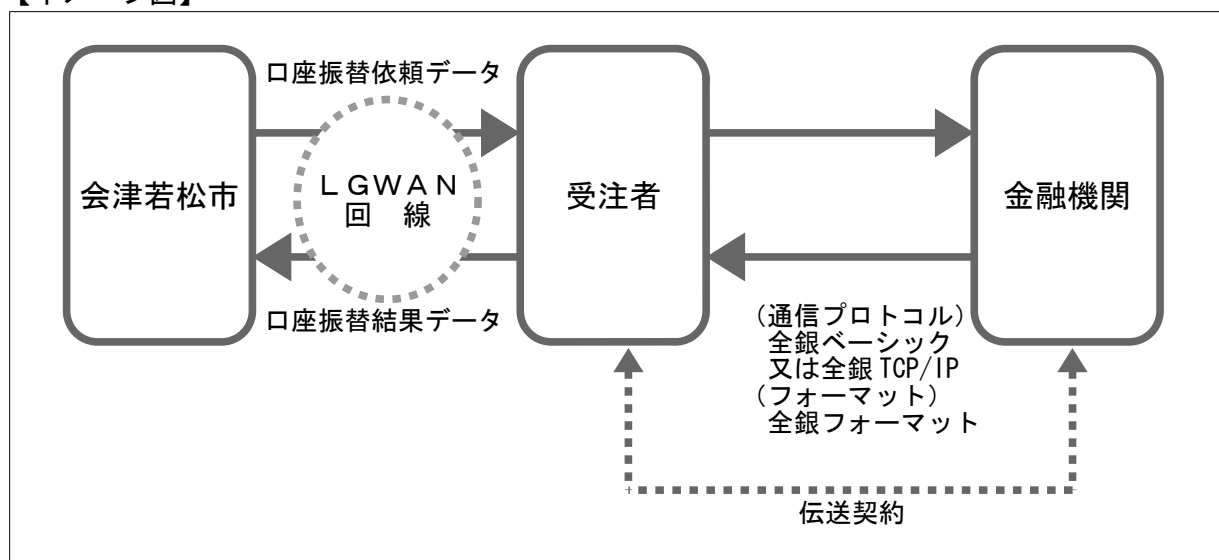
ア 口座振替依頼データの送付

受注者は、市がL G W A N回線を使用して送付した口座振替依頼データについて、金融機関ごとに振り分ける等必要な処理を行い、全銀ベーシック手順又は全銀TCP/IP手順により金融機関にデータ伝送を行う。

イ 口座振替結果データの返却

受注者は、市が送付した口座振替依頼データに係る口座振替結果データを全銀ベーシック手順又は全銀TCP/IP手順によって金融機関から受領し、集約等の必要な処理を行い、L G W A N回線を使用して市に口座振替結果データを送付する。

【イメージ図】



3 業務内容

(1) 口座振替データ伝送の導入

① 伝送システム及び通信環境の整備

ア 市と受注者との間の口座振替データ伝送について、L G W A N回線を使用して伝送を行うために必要なシステム等を整備すること。

イ 市が受注者へ送付した口座振替依頼データについて、金融機関のデータ仕様への変更等の処理を行うことができるよう、受注者のシステム等を整備すること。

- ウ 金融機関から受領する口座振替結果データについて、市のデータ仕様にに基づき必要な集約や分割等の処理を行うことができるよう、受注者のシステム等を整備すること。
- エ 市が受注者の提供する伝送サービスを利用するために必要なID等について、市が必要とする数を発行すること。
- オ 市の指定する金融機関との口座振替データ伝送に必要な通信環境やソフトウェア及びハードウェア等を整備すること。
- カ 金融機関が、当該金融機関のシステムへの直接接続でなく、システム共同センターとの接続を指定する場合には、当該システム共同センターとの接続について、金融機関のシステムへ接続する場合と同様の対応を行うこと。
- キ 通信環境等の整備に当たって、金融機関と必要な調整を行うこと。
- ク 本件口座振替データ伝送に参加する金融機関をとりまとめ、及び当該金融機関と伝送契約を締結すること。
- ケ 市と金融機関との調整において、口座振替データ伝送についての技術的な疑義等が生じた場合に必要な助言等を行うこと。
- コ 市が口座振替データ伝送業務を円滑に行うために必要なマニュアルや運用スケジュールを作成し、市に納入すること。
- サ その他、市が口座振替データ伝送を導入するために必要なことのうち、受注者の協力がなければ達成することが困難なことを行うこと。
- シ 市における口座振替データ伝送の導入が令和7年6月末日までに完了するよう配慮すること。

② 口座振替データ伝送化導入試験

受注者は、市及び金融機関と協力して市の口座振替データ伝送化導入に係る試験を次のとおり実施する。

また、運用開始時期に当たる令和7年5月から令和7年6月までの間に接続先等を変更する金融機関がある場合には、導入直後の運用に支障がないよう、当該変更後の接続先について、口座振替データ伝送化導入試験を行う。

ア 市と受注者間の口座振替データ伝送試験

L G W A N回線で次の伝送試験を実施すること。

- ・ 口座振替依頼データ伝送
- ・ 口座振替結果データ伝送

イ 受注者と金融機関（又はシステム共同センター）間の口座振替データ伝送試験

- ・ 口座振替依頼データ伝送
- ・ 口座振替結果データ伝送

ウ 結果報告

受注者は、市の指示する方法により伝送化導入試験の結果を市に報告すること。

エ 導入試験の継続

受注者は、当該伝送化導入試験において問題が確認された場合は速やかに対応し、本業務が確実かつ安定的に運用されることが確認できるまで、当該試験を継続すること。

オ 期限

受注者は、当該伝送化導入試験を原則として令和7年6月末日までに完了すること。

カ セキュリティ

受注者は、当該伝送化導入試験の際も、本番運用と同様の情報セキュリティ対策を講じること。

(2) 口座振替データ伝送の運用

① 口座振替依頼データ伝送

ア 市は、データ仕様に基づく口座振替依頼データを作成し、当該依頼データをL G W A N回線を使用して受注者に送信する。送信日は原則として口座振替日の6営業日前までとし、詳細については市と受注者で別途協議して定める。

イ 受注者は、市が送付した口座振替依頼データについて、金融機関のデータ仕様にに基づき必要な処理を行い、原則として口座振替日の5営業日前までに金融機関が指定する手順等により金融機関又はシステム共同センターに送信する。

受注者は、当該依頼データの金融機関への伝送を市と受注者で定めるスケジュールの

とおりに実施するものとする。また、金融機関との口座振替データ伝送において暗号化が必要な場合には、受注者が対応するものとする。

ウ 受注者は、必要な金融機関に対して、あらかじめ定めたスケジュールに基づき、当該依頼データ伝送が完了したことをFAX等で通知する。

② 口座振替結果データ伝送

受注者は、金融機関の口座振替結果データを受信し、市のデータ仕様に基いた口座振替結果データを作成し、口座振替日の3営業日後の午前10時までに、市がLGWAN回線で受信できる状態にする。

なお、受注者は、口座振替結果データと合わせて別紙1「振替結果一覧表」「不能者リスト」を作成し、市がLGWAN回線で受信できる状態にすること。

③ 口座振替データ伝送を行う金融機関

口座振替データ伝送の対象とする金融機関は別紙2のとおりとする。

④ 金融機関システム等の接続先変更への対応

この業務の期間中に、金融機関システム等の接続先電話番号やIPアドレス等に変更がある場合、受注者が対応する。なお、この場合における接続試験については、市と受注者及び金融機関が協議の上、実施する。

⑤ 金融機関の統廃合等への対応

この業務の期間中に、金融機関の統廃合や対象金融機関の追加がある場合は、受注者が対応する。なお、この場合における口座振替データ伝送に関する試験等については、市と受注者及び金融機関が協議の上、実施する。

⑥ 口座振替対象科目及び口座振替日

ア 対象科目

No.	対象科目	No.	対象科目
1	普通徴収に係る個人市県民税・森林環境税	10	こどもクラブ利用料
2	固定資産税	11	保育所負担金
3	軽自動車税	12	市有財産貸付料
4	国民健康保険税	13	道路占用料
5	介護保険料	14	法定外公共物使用料
6	清掃手数料（し尿くみ取り手数料）	15	後期高齢者医療保険料
7	住宅使用料	16	学校給食費
8	駐車場使用料	17	扇町土地区画整理事業徴収清算金
9	墓園管理料		

イ 口座振替日

振替日は、毎月末日とする。ただし、上記アの表のうち、No.11については5日（3月は5日及び末日）とする。

この場合において、振替日が休日のときは翌営業日とする。

〔参考〕実施期間内の振替日数（予定）

年度	日数	年度	日数
令和7年度	17日	令和10年度	22日
令和8年度	23日	令和11年度	17日
令和9年度	23日	合 計	102日

⑦ 口座振替データにおける伝送の想定件数

本業務に係る伝送データの想定件数は下記のとおり

年度	件 数	年度	件 数
令和7年度	145,000件	令和10年度	190,000件
令和8年度	190,000件	令和11年度	155,000件
令和9年度	190,000件	合 計	870,000件

〔参考〕令和５年度実績

月	件 数	月	件 数
４月	６，８８６件	１０月	２３，７４９件
５月	３７，１１７件	１１月	１１，３７２件
６月	１，１９９件	１２月	１，２６６件
７月	２８，８５２件	１月	３２，１３９件
８月	１３，６５６件	２月	１９，９６１件
９月	１，２４３件	３月	１，２９７件
		合計	１７８，７３７件

⑧ １回の最大送信件数

受注者は、市の口座振替データについて、次のとおり最大送信件数进行处理するための性能を確保する。

ア 市と受注者間の１回当たりの最大送信件数

２９，０００件

イ 受注者と金融機関（１金融機関当たり）の１回当たりの最大送信件数

金融機関側で設定する最大送信件数

※ 市の口座振替データの件数が金融機関側で設定する上限件数を超える場合の取扱いは、市、受注者及び金融機関で協議の上決定する。

⑨ 口座振替データ伝送の実施日時

市がＬＧＷＡＮ回線を使用して行う受注者への口座振替依頼データの送信及び受注者からの口座振替結果データの受信は、金融機関営業日の午前９時から午後５時までの間に行う。

⑩ サポート窓口の設置

受注者は、市が行う口座振替データ伝送に対して次のとおりサポート窓口を設置し、市からの問い合わせ等に対応する。

ア サポート窓口開設日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日を除く毎日

イ サポート窓口開設時間

午前９時から午後５時まで

⑪ 障害発生時の対応

受注者は、回線障害による口座振替データ伝送不能状態の発生等、本業務に関して事故や障害等が発生した場合は、次のとおり対応する。

ア 事故や障害等が発生した際は、直ちに市に報告すること。

イ 報告の方法は、市と協議の上決定すること。

ウ 事後処理については、市の指示に従うこと。

エ 市から要請があった場合、障害発生当日中に担当者を障害対応のため派遣すること。

オ 障害復旧が受注者と金融機関との間での口座振替データの授受期限に間に合わない場合は、代替手段を講じて確実に期限までにデータの授受を行うこと。

⑫ 緊急連絡先

受注者は、サポート窓口開設時以外における緊急連絡体制を確立し、市に書面で提出する。

４ データの仕様

本業務における市と受注者間の口座振替データの仕様は別紙３のとおりとする。口座振替データの仕様について、変更の必要が生じた場合は、市と受注者が協議の上、変更することができる。

また、データ伝送方式については、Microsoft Windows を搭載する市の受信端末にてＬＧＷＡＮ回線による伝送ができるようにすること。

なお、受注者が口座振替結果データを市に送信してから３０日間は、市は無償でデータの再取得ができるものとする。

5 セキュリティ対策

(1) ネットワークセキュリティ

受注者は、本業務に係るシステム等がL G W A N回線以外で直接外部に接続している場合にあっては、必要なセキュリティ対策を講ずること。

(2) ファシリティ（サーバ及び施設の安全管理）

受注者は、市の送信する口座振替依頼データ及び市が受信する口座振替結果データを登録するサーバ等について、次のファシリティマネジメントを行う。

- ① データセンターの設置場所が、自然災害（活断層、津波、土砂崩壊、浸水等）想定区域外であること。
- ② 建物の耐震性能は、新耐震基準による耐震構造であるとともに、機器を設置するために必要な床耐荷重を備えていること。
- ③ 電源設備は、非常用電源等を有するとともに、冗長化設備を有すること。
- ④ 消火設備、防火区画、避雷対策を講ずること。
- ⑤ 入退管理、セキュリティ区画を有すること。
- ⑥ 市のデータを登録する領域を物理的又は論理的に独立すること。独立することができない場合は、市が送受信するデータに他者がアクセスすることができないよう必要な措置を講ずること。
- ⑦ サーバへの不審な侵入に対する検知及び防御を行う機能を有すること。
- ⑧ システム利用者の利用状況の記録（ログ等）を取得できる機能を有すること。

(3) 情報セキュリティ

受注者は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、次のいずれかを満たすこと。

- ① プライバシーマークの認定を受けていること。又は JIS Q 15001 に適合していること。
- ② 事業所全体又は本業務を直接担当する部署が ISMS 認証を有すること。又は JIS Q 27001 : 2023 (ISO/IEC27001 : 2022) に適合していること。
- ③ 全国銀行個人情報保護協議会など、会員における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする団体に加盟していること。

(4) その他

受注者は、ここに記載されているもののほか、個人情報を含む市の情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に係る約款の記載事項を遵守すること。

6 その他

- (1) 本業務に要する一切の費用は、月々のシステム利用料として計上するものとし、市が受注者に送信する口座振替依頼データを統合し、又は受注者から受信する口座振替結果データを分割するためのソフトウェアに要する費用も含むものとする。
- (2) 本業務による口座振替データ伝送の導入及び運用に当たって、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、市と受注者が協議の上、対応する。
- (3) 本業務に関して市と受注者で打ち合わせや協議を行った場合、受注者において議事録を作成し、市に報告すること。
- (4) 受注者は、本業務契約の締結後、速やかに業務計画表を市に提出すること。
- (5) 受注者は、本業務の責任者及び担当者を定め、業務着手の日までに書面により市に通知すること。
- (6) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。

7 システム利用料の請求について

システム利用料の請求は毎年度4月から9月までの利用料を10月に、10月から3月までの利用料を翌年度4月に請求するものとする。ただし、令和7年度については7月から9月までの利用料を10月に、令和11年度については10月から12月までの利用料を1月に請求するものとする。

振 替 結 果 一 覧 表

令和 年 月 日

市町村名		会津若松市		振替日		令和		年		月		日	
金融機関	税目	請求件数		請求金額		振替件数		振替金額		不能件数		不能金額	
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
委託者名			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円
			件		円		件		円		件		円

別紙 2

口座振替データ伝送対象金融機関一覧

No.	金融機関コード	金融機関名
1	0126	株式会社東邦銀行
2	0001	株式会社みずほ銀行
3	0130	株式会社常陽銀行
4	0140	株式会社第四北越銀行
5	0513	株式会社福島銀行
6	0514	株式会社大東銀行
7	1181	会津信用金庫
8	2096	会津商工信用組合
9	2954	東北労働金庫
10	9900	株式会社ゆうちょ銀行

別紙 3

データ仕様書

市が作成する口座振替データは、次の仕様とする。

1-1. データ仕様

仕様コード	Shift-JIS コード
レコード長	固定長。120バイト+2バイト（復帰、改行コード付き）
ファイルフォーマット	ファイル提供時：Zip フォーマット ファイル取得時：Zip フォーマット

1-2. データ作成イメージ

授受を行う口座振替データは、全銀協制定「預金口座振替（依頼明細）」のレコードフォーマットで作成する。（振替結果も同フォーマットで返却すること。）

1つのファイルに、同一振替日の複数金融機関の振替データをまとめて記録する。（記録イメージは次のとおり。）

市町村情報 レコード群	口座振替データの市町村識別及び トータルチェックに利用	市町村情報用ヘッダー・レコード 市町村情報用トレーラ・レコード
A金融機関分 レコード群	A金融機関の口座振替データ	A金融機関用ヘッダー・レコード A金融機関用データ・レコード※ A金融機関用トレーラ・レコード
B金融機関分 レコード群	B金融機関の口座振替データ	B金融機関用ヘッダー・レコード B金融機関用データ・レコード※ B金融機関用トレーラ・レコード
⋮	⋮	⋮
Z金融機関分 レコード群	Z金融機関の口座振替データ	Z金融機関用ヘッダー・レコード Z金融機関用データ・レコード※ Z金融機関用トレーラ・レコード
エンドレコード	送付データの最終レコード レコードの最後を示す。	レコード区分=9

※ 金融機関分レコード群は、金融機関が採番する委託者コード単位で作成する。

1-3. レコードフォーマット（市町村情報レコード群）

市町村情報レコード群は、次の仕様で作成する。

① ヘッダーレコード

項番	項 目 名	桁数	記 録 内 容
1	データ区分	数字（1）	「1」をセット
2	種別コード	数字（2）	「91」をセット
3	コード区分	数字（1）	「1」をセット
4	委託者コード	数字（10）	受注者が指定
5	委託者名	文字（40）	カナ文字で入力
6	引落日	数字（4）	引落日を月日で記録する（銀行営業日）
7	取引銀行番号	数字（4）	「9999」をセット
8	取引銀行名	文字（15）	スペース
9	取引支店番号	数字（3）	「999」をセット
10	取引支店名	文字（15）	スペース
11	預金種目（委託者）	数字（1）	「9」をセット

12	口座番号（委託者）	数字（7）	「9999999」をセット
13	ダミー	文字（17）	スペース

② トレーラレコード

項番	項 目 名	桁数	記 録 内 容
1	データ区分	数字（1）	「8」をセット
2	合計件数	数字（6）	金融機関レコード群の数
3	合計金額	数字（12）	0
4	振替済件数	数字（6）	0
5	振替済金額	数字（12）	0
6	振替不能件数	数字（6）	0
7	振替不能金額	数字（12）	0
8	ダミー	文字（65）	スペース

1-4. レコードフォーマット（金融機関分レコード群）

金融機関分レコード群は、次の仕様で作成する。

① ヘッダーレコード

項番	項 目 名	桁数	記 録 内 容
1	データ区分	数字（1）	「1」をセット
2	種別コード	数字（2）	「91」をセット
3	コード区分	数字（1）	「0」をセット
4	委託者コード	数字（10）	各金融機関が定めた委託者のコード
5	委託者名	文字（40）	カナ文字及び英数字
6	引落日	数字（4）	引落日を月日で記録する（銀行営業日）
7	取引銀行番号	数字（4）	統一金融機関番号
8	取引銀行名	文字（15）	カナ文字及び英数字（スペース可）
9	取引支店番号	数字（3）	統一店番号
10	取引支店名	文字（15）	カナ文字及び英数字（スペース可）
11	預金種目（委託者）	数字（1）	0
12	口座番号（委託者）	数字（7）	0
13	ダミー	文字（17）	スペース

② データレコード

項番	項 目 名	桁数	記 録 内 容
1	データ区分	数字（1）	「2」をセット
2	引落銀行番号	数字（4）	統一金融機関番号
3	引落銀行名	文字（15）	カナ文字及び英数字（スペース可）
4	取引支店番号	数字（3）	統一店番号
5	取引支店名	文字（15）	カナ文字及び英数字（スペース可）
6	ダミー	文字（4）	市で使用（調定年度、期別（月別）※ 全納は「99」（市税等は「29」「3 9」も使用）、分割納付は「95」）
7	預金種別	数字（1）	1：普通預金 2：当座預金 3：納税準備預金 9：その他
8	口座番号	数字（7）	預金者の口座番号

9	預金者名	文字 (30)	カナ氏名
10	引落金額	数字 (10)	金額
11	新規コード	数字 (1)	1 : 第1回引落分 2 : 変更分 (引落店舗、口座番号) 0 : その他
12	顧客番号	数字 (20)	市で使用 (科目コード、賦課年度等)
13	振替結果コード	数字 (1)	「0」をセット (以下のコードを入れて返送) 0 : 振替済 1 : 預金残高不足 2 : 取引なし 3 : 預金者の都合による振替停止 4 : 預金口座振替申請なし 8 : 委託者の都合による振替停止 9 : その他
14	ダミー	文字 (8)	市で使用 (個人コード)

③ トレーラレコード

項番	項 目 名	桁数	記 録 内 容
1	データ区分	数字 (1)	「8」をセット
2	合計件数	数字 (6)	データレコードの合計件数
3	合計金額	数字 (12)	データレコードの合計金額
4	振替済件数	数字 (6)	0 (件数を入れて返送)
5	振替済金額	数字 (12)	0 (金額を入れて返送)
6	振替不能件数	数字 (6)	0 (件数を入れて返送)
7	振替不能金額	数字 (12)	0 (金額を入れて返送)
8	ダミー	文字 (65)	スペース

1-5. エンドレコードフォーマット

項番	項 目 名	桁数	記 録 内 容
1	データ区分	数字 (1)	「9」をセット
2	ダミー	文字 (119)	スペース

